

改正の概要

(1) 高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱

○融資対象者の要件に「税外未収金債務の滞納がないこと」を追加

○貸付利率の変更（第7条）

第7条第3項において、各資金の貸付利率を年1.5パーセント以内から年1.6パーセント以内に変更する。

※高知県沿岸漁業等経営育成資金の貸付利率の設定には、毎年3月1日現在の漁業近代化資金基準金利（個人・20トン未満漁船等の区分：1.6%）を採用しており、今回同資金基準金利が変更になったことに伴い改正するもの。

○末端の貸付利率の変更（第11条）

第11条において、貸付利率の変更に伴い末端の貸付利率を年0.9パーセント以内から年1.0パーセント以内に変更する。

○別記第1号様式において「印」の記述を削除し、必要な添付書類を記載
（別紙（第2条関係）：誓約書兼同意書を追加）

(2) 高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給金交付要領

○各様式の「印」の記述を削除

（第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号様式）